

「いわて三陸多言語版周遊ガイド作成業務」

業務仕様書

令和 7 年 3 月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて三陸多言語版周遊ガイド作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

「みちのく潮風トレイル」を中心に、三陸への注目度が高まっていることに加え、2025年の大阪・関西万博の開催により、多数の外国人が来日する予定であることから、この機会を好機と捉え、特にインバウンド観光客のいわて三陸への誘客促進に向け、いわて三陸ならではの魅力ある観光情報やおすすめモデルコース、アクセス情報についての情報発信を行い、管内への観光誘客及び周遊を促進することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

いわて三陸多言語版周遊ガイド作成業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和7年7月31日（木）

イ 予算額

1,309千円（税込）

(3) 業務内容

ア いわて三陸多言語版周遊ガイドの企画・作成・納品

詳細は、[別紙]のとおり。

イ 多言語対応（翻訳機能付き）デジタルガイドブックの作成

上記「ア」のデジタルガイドブックを作成すること。

ウ 成果物の発送

令和7年7月18日（金）を納入期限とし、駅や空港、観光案内所等（50箇所程度）に発送すること。

なお、発送先は、沿岸広域振興局と協議すること。

エ 自由提案

上記アからウのほか、本業務の目的を達成するための企画について、予算額の範囲内で提案すること。

(4) 周遊ガイド等作成に当たっての基本的な考え方

ア 本業務は、周遊ガイド作成の目的の達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、編集業務を含めた作成を委託するものであること。

イ 周遊ガイドは、沿岸市町村（沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局管内のうち、久慈市、洋野町、普代村、野田村）の観光地・観光コンテンツ等をPRするとともに、周遊ガイドを読んだ者が沿岸市町村を訪れたいくなる、誘客・周遊を促進できるような内容とする。

ウ 三陸ジオパークやみちのく潮風トレイル、津波伝承館等三陸ならではの地域資源の認知度向上につながるような内容とする。

エ 周遊ガイドはミウラ折りを利用した携帯性に優れたコンパクトなものとし、外国人観光客に手土産としても喜んでもらえる成果物となることを意識すること。

オ 岩手県内陸部や仙台圏、首都圏、関西圏の観光客及び外国人観光客が周遊ガイドを活用し、沿岸地域へのアクセス方法を手軽に調べることができるような工夫をすること。

カ アの観点から、見やすさ、わかりやすさに十分配慮した構成とし、写真やイラスト等を多く取り入れ、平易な文章表現に努めること。

(5) 本業務の遂行に必要な資料の提供

ア 沿岸広域振興局は、受託者の求めがあった場合には、周遊ガイド作成の目的達成に必要な範囲内において、必要な資料の提供を行うものとする。

イ 受託者は、アにより提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、使用后、遅滞なく返却するものとする。

(6) 資料の収集及び取材

受託者は、本業務の遂行に必要な(5)によらない写真等資料の収集、写真撮影及び取材を行うものとする。

(7) 企画提案に当たっての基本的な考え方

参加者は、〔別紙〕を基本に、「1 業務の目的」及び「2 (4)周遊ガイド等作成に当たっての基本的な考え方」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を組み合わせ、具体的な紙面構成の提案を行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる事業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 沿岸広域振興局は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとする。但し、権利の移転前であっても、沿岸広域振興局が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

いわて三陸多言語版周遊ガイドの企画・作成について

1 名称	いわて三陸多言語版周遊ガイド（仮）（タイトルの提案含む）
2 発行名義	企画・発行：岩手県沿岸広域振興局 作成協力：岩手県県北広域振興局 編集・印刷：受託者
3 業務内容	パンフレット等の作成に関する次に掲げる事項 (1) 関係機関との打合せ及び確認調整 (2) 企画構成 (3) デザインの実施 (4) 割り付け・校正・その他編集 (5) 資料及び写真の収集・取材・執筆（補足作業が必要な内容について） (6) 印刷物及びホームページ公開用データ（PDF等）の作成 (7) デジタルガイドブックの作成・公開 (8) 印刷物の納品（納品場所については、別途指示する。） なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
4 企画等	(1) 版型 A2版（ミウラ折り） (2) 色彩 オールカラー（写真・イラストを含む） (3) 部数 3,000部 (4) 言語 冊子版は日本語と英語を併記。電子版（デジタルガイドブック）については6言語以上に対応するものとし、英語、スペイン語、簡体字、繁体字、韓国語、日本語は必須とする。
5 基本的構成と内容	契約締結後、周遊ガイドは以下の基本的構成事項に沿って製作することとし、原稿やデザイン等の内容は、受託者と委託者で十分に意見交換、調整を図ったうえで決定する。 (1) アクセスマップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者にとって沿岸地域へのアクセス方法（交通手段や所要時間、料金等）が手軽に検索できるような工夫をすること ・ 三陸沿岸道路及び三陸鉄道、JR線（山田線、釜石線、大船渡線BRT）の利活用促進につながる仕様とすること ・ 岩手県全体の地図を掲載すること ・ 管内の観光コンテンツの位置情報を掲載すること ・ 管内の道の駅の情報を掲載すること ・ 三陸沿岸道路のインターの情報（フルIC、ハーフICの情報を含む）を記載すること (2) モデルコースの紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸地域を1泊2日で周遊するコースを5本程度作成すること ・ コース設定の際は、管内の世界遺産である「橋野鉄鉱山」及び管内を代表する震災伝承施設である「東日本大震災津波伝承館 いわてTSUNAMIメモリアル」の情報を入れること (3) 沿岸地域の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ おすすめの観光情報（観光地、グルメ、宿泊施設等）を特集し、地域

	<p>別に掲載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの情報を掲載すること ・ 県北地域（久慈市、洋野町、普代村、野田村）・沿岸地域を拡大した地図を掲載すること <p>※ 契約締結後、構成及び掲載項目の一部を変更又は内容の追加をする場合は、沿岸広域振興局と協議すること</p>
6 資料等の収集	<p>(1) 沿岸広域振興局は、周遊ガイド等発行の目的達成に必要な範囲内において、沿岸広域振興局が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・写真撮影・取材・執筆を行うものとする。</p>
7 成果物	<p>本業務による成果物は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物（周遊ガイド） ・ ホームページ公開用データ（PDF 等） ・ デジタルガイドブックにアクセスできる QR コード等